

**9401.61 1. 腰掛け**

本品は、木製のフレーム及び艶消しのアルミニウム製肘掛けを有するプラスチックシート張りの腰掛けであり、音声システム、側面操作パネル及び入出力端子を内蔵している。本品は、DVD、音楽 CD、MP3 又はビデオカセットのプレーヤー、ビデオゲーム用のコンソール又は機器及びテレビジョン又は衛星の受信機とともに使用するのに適する。

通則 1 及び 6 を適用



**9401.71 1. 乳幼児用いす**

本品は、がん具、振動装置及び音声システムを取り付けた金属製フレームを、紡織用繊維製カバーでアップホルスターにしたものである。本品は、湾曲した底部を有しており、揺りいすに切り替えることも可能である。また、揺れないように固定することも可能である。

通則1及び6を適用

**9401.71 2. 乳児用いす**

本品は、振動装置、音声システム及び取り外し可能ながん具の棒を取り付けた金属製フレームを、カバーでアップホルスターにしたものである。本品は、乳児が真っすぐに座れるようになるまでの間使用するために設計されたものである。

通則1及び6を適用



**9401.71 3. 乳児用いす**

本品は、プラスチックで覆われた詰物入りの環が、3本の被覆されたばねによって3本の鉄製の支柱からつるされたものに、照明装置、音声システム及びがん具を取り付けたもの。支柱は、円形で鉄製の缶状台座に取り付けられている。本品は、支えなしに頭を支えることはできるが、歩くことはできない乳児用に設計されたものである。

通則1及び6を適用

**9401.71 4. 乳児用揺りいす**

本品は、プラスチック製取付具を有する、着色された金属製フレームに取り付けられた揺りいすで、床に置いて使用するよう設計されたものである。本品は、電池で作動し、6種の異なる揺れ速度に設定可能である。本品は、がん具及び音楽装置を有する。座席部分は詰物がされ、乳児の安全のためにハーネス状のベルトを有している。

通則1及び6を適用



**9401.79 1. アルミニウム製の固定式観覧席（スタンド）**

本品は、スポーツ会場その他の観客イベントで見られる、高く、階段状になったベンチの列である。座席は金属板で形成されている。観覧席は、下の地面に向かって開けている。

通則1（第15部注1（k）及び第94類注2）及び6を適用

**9401.79 2. 移動式又は可動式の観覧席**

本品は、一時的又は再設置可能な座席の必要性を満たすために、異なる場所に移動可能な種類のものである。本品には、ユニットを昇降させるための作動システムが内蔵されている。この観覧席は、高速道路で牽引したり、会場内で移動させたりすることができる。

通則1（第15部注1（k）及び第94類注2）及び6を適用



**9401.80 1. 自動車用安全シート**

本品は、自動車又は他の輸送手段において、乳幼児が乗車する際の使用に適したものである。これらは、脱着が可能であり、シートベルト及びつなぎひもを用いて自動車のシートに取り付けられる。

通則1及び6を適用

**9401.99 1. 自動車の腰掛け用カバー**

本品は、革、紡織用繊維の織物類又はプラスチック材料から作られた各部分の組合せから成る。本品は、腰掛けのカーカスに固定及び適合するためにいくつかの要素及び切込みを備えている。本品は、特定の自動車用の腰掛けの恒久的なカバーとして機能する。腰掛けの組立後は、腰掛けを解体することなくカバーを取り外すことができない。

通則1及び6を適用

**9403.10 1. Metal filing cabinets**

本品は、内部に組み込まれた電子機械式装置を制御するための一連の押しボタン装置を取り付けた床置き型の金属製のファイリングキャビネットである。この装置は、取り出したい書類を収納した所要のトレイを必要な位置まで運び出す。

**9403.20 1. Display units for stores, supermarkets, etc., of sheet steel**

本品は、商店、スーパーマーケット等で使用される鋼板製の床に置いて使用する陳列棚で、台（一般に、水平調整用のねじ込み式の脚を有する。）、背板（Wall unit タイプ）又は中央支柱（両側に棚が取り付けられた free-standing unit タイプ）及び調整できる多くの棚板その他の陳列用の附属品（ラック箱等）により構成されている。

**9403.20 2. チェックアウトカウンター**

本品は、アルミニウム製で、長さ 210 センチメートルであり、ベルトコンベヤを特徴とし、金銭登録機を収容するように設計されており、商店及びスーパーマーケットにおいて使用する種類のものである。

通則 1 及び 6 を適用



**9403.20 3. スチール製キャビネット**

本品は、高さ 2,000mm (45RU)、幅 600mm、奥行 600mm の床置型で、次の仕様からなる。

- －施錠可能なガラス製の前扉
- －後面開放
- －底面開放（台座なし）
- －取り外し及び施錠可能な側面扉（キャビネットを並べて設置し、接する面を取り外すことで、両キャビネット内の装置の相互接続が可能になる）
- －キャビネットの側壁にねじ止めされた 4 つの穴あき支柱（設備を内部に収納し、ボルトでの固定を可能にする）

本品は、パッチパネル（50 ポート）と共に提示される。パッチパネルはキャビネットの内部に合わせて設計されているが、運送を容易にするために組み立てずに供給される。その他の設備（遮断機、サービスボード、電源ソケット、ジャンパーバー／ケーブル及びルーター）はキャビネットとともに提示されず、後からキャビネットの内部に取り付けられる。

キャビネットと共に提示されるパッチパネルは、分離して分類される。

通則 1 及び 6 を適用

8536.90/2 参照



**9403.20 4. スチール製キャビネット**

本品は、高さ 605mm（12RU）、幅 600mm、奥行き 600mm の壁面取付型で、次の仕様からなる。

- －施錠可能なガラス製の前扉
- －後面開放（後面は壁に取り付ける。）
- －キャビネットの側壁にねじ止めされた2つの穴あき支柱（設備を内部に収納し、ボルトでの固定を可能にする）
- －空気の流れを良くするための穴のあいた上部及び下部
- －ケーブルを接続するためのキャビネットの下部の特別な設備（スペース）

本品とは別に提示されるパッチパネルが後からキャビネットの内部に取り付けられるが、その他のネットワークハードウェア、給電装置及び配信装置を取り付けることも可能である。

通則1（第94類注2（a））及び6を適用





**9403.20 5. アルミニウム製のオーディオ用／ビデオ用フロアスタンド**

本品（寸法：高さ 195 cm×幅 89 cm×奥行き 69 cm）は、キャスター付きで、“conference TV cart”としても知られる。本品は、未組立ての状態での提示される。本品は、会議室、教室、トレーニングルーム、展示会、マーケティングイベント等で使用される。

通則 1（第 94 類注 2）、2（a）及び 6 を適用

**9403.20 6. オーディオ用／ビデオ用フロアスタンド**

本品（全高：180 cm）は、キャスター付きで、“wide body TV cart”としても知られ、主として鉄製のものである。本品は、未組立ての状態での提示される。本品は、組立て後、68 kg、42 インチ（106.7 cm）までのフラットパネルディスプレイを据え付けることができる。

通則 1（第 94 類注 2）、2（a）及び 6 を適用



**9403.20 7. スチール製キャビネット**

本品は、高さ 250～1,800mm、幅 250～1,000mm、奥行き 150～300mm で、前面に扉があり、中身は空である。本品は、壁面に取り付けたり、平面に固定したりできるよう設計されており、特別な錠、電気機器を取り付けるための金属板、入出力導体用の蓋、接地合わせ釘、ガスケット等が取り付けられる。

通則 1（第 94 類注 2）及び 6 を適用

**9403.20 8. ステンレス製キャビネット**

本品は、高さ 250～1,200mm、幅 250～800mm、奥行き 150～300mm で、前面に扉があり、防食処理がなされ、中身は空である。本品は、壁面に取り付けたり、平面に垂直に固定したりできるよう設計されており、特別な錠、電気機器を取り付けるための金属板、入出力導体用の蓋、接地合わせ釘、ガスケット等が取り付けられる。

通則 1（第 94 類注 2）及び 6 を適用



**9403.60 1. テーブルと椅子のセット**

本品は、硬い広葉樹材のテーブル及びテーブルとよく調和した2脚の木製椅子（格子縞の紡織用繊維製のクッションシートを備えている。）から成るセットであり、小売用に単一の箱に収められている。テーブル及び椅子は未組立の状態で提示される。

通則1、2（a）、3（c）及び6を適用



**9403.60 2. Aフレーム・イーゼル**

本品は、3本の脚（2本は前方、1本は後方）を有し、床に置いて使用するよう設計されたものである。支柱を伸ばすと、最高2.28メートル（最低1.67メートル）になり、高さが1.27メートルまでのキャンバス、絵画、黒板等を保持することができる。

通則1（94類注2）及び6を適用



**9403.70 1. 乳児用歩行器**

本品は、折りたたみ式の管状鋼製フレームを有するプラスチック製のもので、8個のキャスターが付けられている。キャスターによって移動し、乳児の脚を通すための二つの穴の開いた一枚の織物シート及びがん具の付いたテーブルを有する。本品は、乳児が歩き方を安全に学ぶことを手助けするためのものである。

通則1及び6を適用



**9403.70 2. プラスチック製キャビネット**

本品は、高さ 300mm、幅 200mm、奥行き 130mm で、前面に扉があり、中身は空である。本品は、壁面に取り付けたり、平面に垂直に固定したりできるよう設計されている。本品は、ケーブル線を拡張又は分配するためのものであり、メーターボックスとしても使用できる。化学薬品、熱及び紫外線への耐性を有する。

通則 1（第 94 類注 2）及び 6 を適用

**9403.70 3. プラスチック製キャビネット**

本品は、高さ 700mm、幅 500mm、奥行き 250mm で、前面に透明の扉があり、中身は空である。本品は、壁面に取り付けたり、平面に垂直に固定したりできるよう設計されている。本品は、ケーブル線を拡張又は分配するためのものであり、メーターボックスとしても使用できる。化学薬品、熱及び紫外線への耐性を有する。

通則 1（第 94 類注 2）及び 6 を適用



**9403.99 1. 引き出しの側面部材で、ランナーを備えたもの**

本品は、スライド式の引き出しを支えるように設計されたものである。各側面部材は、ねじ溝及び切れ込みを有する台座と二重壁の金属型材から成る。これらのねじ溝及び切れ込みは、引き出しのランナー、前部、後部及び底部に合わせて設計されている。

当該側面部材は、任意の家具に引き出しを取り付けるためのランナー、固定用の部品及び留具と共に提示される。

本品は、特定の寸法に製造され、家具引き出し（例えば、ペDESTAL（台）、キャビネット、書き物机、食器戸棚、又は引き出し付きのテーブル用のもの）を構成する他の部分品と共に用いられる。

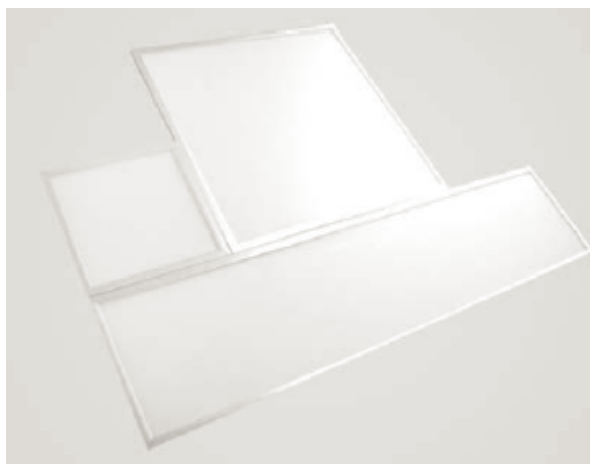
通則1及び6を適用



**9405.11 1. LED 光パネル**

本品は、落ち天井のグリッドに収まる、大きさが1'×1'、2'×2'、1'×4'又は2'×4'の照明製品である。これらの照明パネルは、プリズム型のアクリルレンズと共にアルマイト加工されたアルミニウム製の枠又はスチール製の枠の中に収められ、低電圧定電流回路で駆動し、ソケット又は直接主電源に接続するためのコードが附属している。これらの照明は、標準的なTバー取付けに合わせた作りで、4辺分のクリップと配線用のナットが附属する。本品は、そのまま使用可能な状態で輸入され、取付け具なしで提示される。

通則1及び6を適用





**9405.42 1. 発光ダイオード (LED) ダウンライト形状をしたランプ**

本品は、実装基板付きのアルミニウム製ハウジング及び熱管理システムからなる。ランプのレンズの背面に8個の発光ダイオード（赤色 LED 3 個、黄色 LED 5 個）及びドライバ機器を有する。

本品は、ねじ式基部又は標準的なバイピン基部を有さないが、代わりに、電源に接続するために2本の銅製リード線（ライン及びニュートラル）が基部の背面から延びている。

通則1及び6を適用

**9405.42 2. 透写用のライトボックス**

本品は、ハウジングがプラスチックから成る電池式の LED ライトボックスである。本品は、紙とその下に置いた画像を半透明のカバーを通して LED ライトで照らすことにより、使用者が紙に画像の輪郭をより正確に写し取れるようにするものである。本品の上面には罫線やプロットを有しない。描画や下書きを補助するための附属品はない。本品は、描画、透写、スクラップブックや、カリグラフィー、セリグラフィー、刺繍、クイリングといった創作活動、スライドやネガの閲覧に使用できる。本品の寸法は、250 ミリメートル×340 ミリメートル×25 ミリメートルである。

通則1及び6を適用



**9405.42 3. ストリップ型ライト**

本品は、屋内用 LED ストリップ型ライト（24 ボルト、4 ワット、白色光）である。当該ストリップ型ライトは、照明製品モジュールの連結可能な一つのセクションであり、同セクションの各々には長さ方向に 18 個の LED が並んでいる。本品は頑丈な覆い（ハウジング）を有する。最大で 16 のセクションまで連結でき、端と端を直接又は接続ケーブルのいずれかで連結する。本品は、提示の状態では、電力供給用の 24 ボルトのドライバー又は配線ボックスを含まない。本品は、例えば台所棚の作業照明やアクセント照明、背面照明及び光が届きにくい場所に使用される。

通則 1 及び 6 を適用

**9405.49 1. 窓用の装飾品**

本品は、両面設計のクリスマスツリーの形をしたもので、その形のフレームに電線で繋がれた 50 個のカラー電球が取り付けられている。本品は、屋内外で使用される。

通則 1（第95類注 1（u））及び 6 を適用



**9405.99 1. アラバスター散光器**

本品には、いろいろな大きさや形のものがあり、通常は金属製の取付具を有しており、天井ランプ、つり下げランプ、壁付け型ランプ、シャンデリア又は壁掛け用ランプのようなランプその他の照明器具の部分品として用いられる。

**9406.10 1. Grain silos**

本品は、建築用繊維板で製造した農場用の穀物サイロで、直径がだんだんと減少する数個の円柱から成る。これは一つ一つ積み上げ、鉄製の管によって保持されるように設計してある。これらのサイロは、機械装置及び加熱用若しくは冷却用の装置を有していない。

**9406.90 1. 温室（ガーデンルーム）**

本品は、金属製の構造体、ガラス窓及びドア並びに固定式の屋根から成る。3つの壁で構成され、既存の建物に恒久的に固定できるように設計されている。本品は、全天候型の構造で、壁面の開口部がドアを有する建物と接続する。

通則1（第94類注4）及び6を適用

